

参加者からの質問への回答～文部科学省板倉様編～

	質問	回答
1	<p>小学校の先生方に、外国ルーツの子どもの言葉の壁問題を理解してもらえる情報（サイト、参考文献など）はありますか？</p>	<p>文部科学省が作成した「外国人児童生徒受入れの手引」という資料があります。学校で外国人児童生徒の指導体制が構築できるよう、日本語指導担当教員、管理職、在籍学級教員など立場ごとに取り組むべきことをまとめています。 手引は、文科省HPに全文掲載しています。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm</p>
2	<p>障害のない外国ルーツの子どもでも「合理的配慮」を要望できるのでしょうか。</p>	<p>高校入試に関しては、外国人生徒に対して受験上の配慮（試験教科の軽減、試験問題文の漢字へのルビ振り、辞書持ち込の許可など）を行っている都道府県教育委員会もありますので、お住まいの都道府県の取組をご確認してはいかがでしょうか。</p>
3	<p>新指導要領で外国人児童・生徒にどのような配慮があるのでしょうか。</p>	<p>小中学校等の新学習指導要領（平成29年告示）には、総則に、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導に関する記載があります。 小学校学習指導要領 p.25 https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf</p>
4	<p>文科省に各NPOなどの成果を共有する仕組みはありますか？</p>	<p>文科省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」において、自治体・学校・NPO等が作成された資料を蓄積し、公開しています。 同サイトには以下4つの機能を搭載しています。 ・外国人児童生徒等に対する日本語指導や教科指導に活用できる教材検索 ・多言語翻訳を行った学校などのお知らせ文書検索 ・学校でよく使われる用語の多言語翻訳 ・学校の予定表を多言語で作成 https://casta-net.mext.go.jp/ 「かすたねっと」には各自治体・学校から資料を掲載していただき、茨城県教委がコモンズに委託して作成された資料も掲載しています。 https://casta-net.mext.go.jp/bunsho/facet/5/216</p>
5	<p>海外の日本語補習校の今後の改革はあるのでしょうか。</p>	<p>補習校であっても、新学習指導要領に基づいた教育を行っております。ただ、限られた時間で限られた内容を教えていますので、国内の学校のように様々な活動を取り入れたり、子どもたちの話し合いの時間を確保することが難しい面もあります。</p>
6	<p>日本の公立学校にはESLのような制度はあるのでしょうか。</p>	<p>ESLのような制度はありませんが、日本語指導のための特別の教育課程を編成し、実施することができます。また、日本語指導のための加配・定数措置も行っております。 ※ESL (English as a second language) とは、第二言語としての英語のこと</p>